

議案第10号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民館条例の一部を改正する条例（案）

川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的及び設置）」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「行ない」を「行い」に、「ことを目的とする」を「ため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する」に改める。

第2条第1項中「川崎市市民館（以下「市民館」という。）」を「市民館」に改める。

第3条中「行なう」を「行う」に改め、同条第8号中「設備」の次に「（以下「施設等」という。）」を加える。

第4条中「市民館」の次に「（次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う市民館を除く。）」を加え、同条の次に次の4条を加える。

（指定管理者）

第4条の2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民館（川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。）の管理を行わせる。

- （1）市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- （2）事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3）事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、市民館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条の4 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の市民館の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第4条の5 市民館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、市民館に係る前項の利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

第5条の見出しを「(利用許可)」に改め、同条中「施設及び設備を使用しよう」を「施設等を利用しよう」に、「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会（指定管理者が管理を行う市民館にあつては、指定管理者。次条から第10条までにおいて同じ。）」に改める。

第7条中「者は」を「者については」に改める。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「施設及び設備」を「施設等」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第9条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「一に」を「いずれかに」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第1号中「使用目的」を「利用の目的」に改め、同条第3号中「使用できなくなった」を「利用できなくなった」に改め、同条第5号中「規則」の次に「又は教育委員会規則」を加える。

第10条の見出し中「施設及び設備」を「施設等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備」を「施設等」に、「使用にあたって」を「利用に当たって」に改める。

第11条第1項中「使用者」を「利用者」に、「の施設及び設備の使用」を「（指定管理者が管理を行う市民館を除く。）の施設等の利用」に、「別表」を「、別表第1」に改め、同条第2項ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第11条の2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第13条第1項中「委員会」を「市長及び指定管理者」に、「行なうにあたって」を「行うに当たって」に改め、同条第2項中「委員会がそのつど」を「

市長又は指定管理者がその都度」に改める。

第14条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条中「委員会」を「市長」に改め、「、第11条に定める使用料について」を削り、「これ」を「第11条第1項に規定する使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第15条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条中「既納の」を「既に支払われた」に改め、同条ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

第16条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備を使用する」を「施設等を利用する」に改める。

第17条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備を使用しなければ」を「施設等を利用しなければ」に改める。

第18条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備」を「施設等」に、「使用を」を「利用を」に、「使用許可」を「利用許可」に改める。

第19条中「第9条第4号」を「市及び指定管理者は、第9条第4号」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「市は、その責」を「その責め」に改める。

第20条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備」を「施設等」に改め、同条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第21条中「委員会が」を「規則及び教育委員会規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 施設使用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リ ハ ー サ ル 室	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	幸 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		幸 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3会議室	幸 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円

	第4会議室	幸多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第6会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
岡上		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
教養室	音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	和室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉	670円	780円	1,120円	2,570円
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	料理室	幸 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	視聴覚室	宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
日吉		890円	1,000円	1,340円	3,230円	

第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
	幸宮前多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
	岡上	220円	330円	670円	1,220円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日に利用するときは、規定施設使用料の2割を増徴する。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。
- 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定施設使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

- 2 設備使用料については、規則で定める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条の2関係）

1 施設利用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第4会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
高津		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
教 養 室	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円

第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
和室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	橘	670円	780円	1,120円	2,570円
料理室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
実習室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
視聴覚室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
第1学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円
第2学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	中原 高津	440円	780円	1,340円	2,560円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定施設利用料の2割増相当額とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用するときの施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割増相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
- 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次表の入場料金の区分に従い、規定施設利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

入場料金	増額の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの規定施設利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場合において、前項の規定は適用しない。

2 設備利用料については、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の次に4条を加える改正規定（第4条の2（指定管理者に川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った使用の許可その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第4条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の許可その他の行為とみなす。

制 定 理 由

中原市民館、高津市民館及び高津市民館橘分館の管理を指定管理者に行わせることとし、並びに利用料金制を導入すること等のため、この条例を制定するものである。

川崎市市民館条例 新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>川崎市市民館条例 昭和47年川崎市条例第38号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館「市民館」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1, 775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橋分館</td> <td>川崎市高津区久末2, 012番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橋分館	川崎市高津区久末2, 012番地1	<p>川崎市市民館条例 昭和47年川崎市条例第38号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 川崎市市民館（以下「市民館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1, 775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橋分館</td> <td>川崎市高津区久末2, 012番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橋分館	川崎市高津区久末2, 012番地1
名称	位置																																								
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																								
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12																																								
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																								
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																								
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1																																								
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																								
名称	位置																																								
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																								
川崎市高津市民館橋分館	川崎市高津区久末2, 012番地1																																								
名称	位置																																								
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																								
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12																																								
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																								
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																								
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1																																								
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																								
名称	位置																																								
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																								
川崎市高津市民館橋分館	川崎市高津区久末2, 012番地1																																								

改正後		改正前	
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
(事業)		(事業)	
第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、 <u>おおむね次の事業を行う。</u>		第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、 <u>おおむね次の事業を行なう。</u>	
(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 (2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5) 文化活動の奨励を <u>行う</u> こと。 (6) 視聴覚器材器具の貸出しを <u>行う</u> こと。 (7) 社会教育関係団体の育成を図ること。 (8) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を市民の集会その他の公共的利用に供すること。		(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 (2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5) 文化活動の奨励を <u>行なう</u> こと。 (6) 視聴覚器材器具の貸出しを <u>行なう</u> こと。 (7) 社会教育関係団体の育成を図ること。 (8) 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。	
(職員)		(職員)	
第4条 市民館(次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う市民館を除く。)に館長及びその他必要な職員を置く。		第4条 市民館に館長及びその他必要な職員を置く。	
<u>(指定管理者)</u>			
第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。			
(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。			
(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。			
(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。			

改正後	改正前				
<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第4条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、市民館の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条の4 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の市民館の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条の5 市民館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 758 331 805">利用時間</td> <td data-bbox="331 758 1106 805">午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 805 331 1024">休館日</td> <td data-bbox="331 805 1106 1024"> <p>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> </td> </tr> </table>	利用時間	午前9時から午後9時まで	休館日	<p>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	
利用時間	午前9時から午後9時まで				
休館日	<p>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>				
<p>2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、市民館に係る前項の利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <p>(利用許可)</p> <p>第5条 市民館の施設等を利用しようとする者は、委員会(指定管理者が管理を行う市民館にあっては、指定管理者。次条から第10条までにおいて同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第5条 市民館の施設及び設備を使用しようとする者は、教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の</p>				

改正後	改正前
<p>許可を受けなければならない。 (入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者<u>については</u>、入館を断わり、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(<u>利用許可の制限</u>)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認める場合は、市民館の<u>施設等の利用を許可しない</u>。</p> <p>(1) <u>施設等を毀損するおそれがあるとき</u>。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が<u>利用を不適当と認める</u>とき。</p> <p>(<u>利用許可の取消し等</u>)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、その許可を取り消し、又は<u>利用を制限し</u>、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) <u>利用の目的に反した</u>とき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により<u>利用できなくなった</u>とき。</p> <p>(4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく<u>規則又は教育委員会規則に違反した</u>とき。</p> <p>(<u>施設等の変更禁止</u>)</p>	<p>許可を受けなければならない。 (入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者は、入館を断わり、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(<u>使用許可の制限</u>)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号の<u>一に</u>該当すると認める場合は、市民館の<u>施設及び設備の使用を許可しない</u>。</p> <p>(1) <u>施設及び設備をき損するおそれがある</u>とき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が<u>使用を不適当と認める</u>とき。</p> <p>(<u>使用許可の取消し等</u>)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、その許可を取り消し、又は<u>使用を制限し</u>、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) <u>使用目的に反した</u>とき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により<u>使用できなくなった</u>とき。</p> <p>(4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく<u>規則に違反した</u>とき。</p> <p>(<u>施設及び設備の変更禁止</u>)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 <u>利用者は、市民館の施設等の利用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u> (使用料)</p>	<p>第10条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備の使用にあたっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u> (使用料)</p>
<p>第11条 <u>利用者は、市民館(指定管理者が管理する市民館を除く。)の施設等の利用について別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</u> 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用料金)</p>	<p>第11条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備の使用について別表に定める使用料を納付しなければならない。</u> 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>第11条の2 <u>利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</u> 2 <u>利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 3 <u>利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u> 4 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> (貸出料)</p>	<p>(貸出料)</p>
<p>第12条 <u>市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。</u> (受講料及び入場料)</p>	<p>第12条 <u>市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。</u> (受講料及び入場料)</p>
<p>第13条 <u>市長及び指定管理者は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行うに当たっては、受講料又は入場料を徴収することができる。</u> 2 前項の受講料又は入場料の額は、<u>市長又は指定管理者がその都度定める。</u> (使用料及び利用料金の減免)</p>	<p>第13条 <u>委員会は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行うにあたっては、受講料又は入場料を徴収することができる。</u> 2 前項の受講料又は入場料の額は、<u>委員会がそのつど定める。</u> (使用料の減免)</p>
<p>第14条 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、第11条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</u> 2 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>第14条 <u>委員会は、第11条に定める使用料について、特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(使用料及び利用料金の返還)</p> <p>第15条 <u>既に支払われた使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>2 <u>既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</u></p>	<p>(使用料の返還)</p> <p>第15条 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</u></p>
<p>(利用権の譲渡禁止)</p> <p>第16条 <u>利用者は、市民館の施設等を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u></p>	<p>(使用権の譲渡禁止)</p> <p>第16条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備を使用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u></p>
<p>(利用者の義務)</p> <p>第17条 <u>利用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設等を利用しなければならない。</u></p>	<p>(使用者の義務)</p> <p>第17条 <u>使用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設及び設備を使用しなければならない。</u></p>
<p>(原状回復)</p> <p>第18条 <u>利用者が、市民館の施設等の利用を終了し、又は利用許可を取り消され、利用を制限され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。</u></p>	<p>(原状回復)</p> <p>第18条 <u>使用者が、市民館の施設及び設備の使用を終了し、又は使用許可を取り消され、使用を制限され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその施設及び設備を原状に回復し、又は返還しなければならない。</u></p>
<p>(取消し等による損害の責任)</p> <p>第19条 <u>市及び指定管理者は、第9条第4号に該当する場合を除き、利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって、利用者</u>に生じた損害については、<u>その責めを負わない。</u></p>	<p>(取消し等による損害の責任)</p> <p>第19条 <u>第9条第4号に該当する場合を除き、使用許可の取消し又は使用の制限若しくは停止によって、使用者</u>に生じた損害については、<u>市は、その責を負わない。</u></p>
<p>(損害の賠償)</p> <p>第20条 <u>利用者は、市民館の施設等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(損害の賠償)</p> <p>第20条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則及び教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。</p>

改正後

改正前

別表第1 (第11条関係)

別表 (第11条関係)

1 施設使用料

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	幸	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
		宮前 多摩 麻生				
	リハーサル 室	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	幸	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
		宮前 多摩 麻生				
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		幸 高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
		宮前 多摩 麻生				
	リハーサル 室	幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	幸 高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
		宮前 多摩 麻生				
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

改正後							改正前						
			1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			中原 高津 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第2会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第2会議室	幸 中原 高津 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		麻生							多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円			高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第3会議室	幸						第3会議室	幸 中原 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		麻生							高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円			幸				
	第4会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第4会議室	幸 中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩							宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室							第5会議室	中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第6会議室							第6会議室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円

改正後							改正前						
教養室	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
		第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	幸					和室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円	
		日吉	670円	780円	1,120円	2,570円		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円							
	料理室	幸					料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
		宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円							
	実習室	幸					実習室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円							

改正後						改正前								
視聴覚室	宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	視聴覚室	橘							
							中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			
		学習室	菅生	1,230円	1,790円		2,240円	5,260円	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
			岡上	890円	1,000円		1,340円	3,230円		岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		第1学習室	多摩	1,230円	1,790円		2,240円	5,260円	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
			日吉	890円	1,000円		1,340円	3,230円		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		第2学習室	多摩	1,230円	1,790円		2,240円	5,260円	第2学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円
			日吉	890円	1,000円		1,340円	3,230円		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		第3学習室	日吉	1,230円	1,790円		2,240円	5,260円	第3学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
			橘							日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円			
	橘						日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円			
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円			
体育室	麻生 幸 宮前 多摩 岡上	440円	780円	1,340円	2,560円	体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円			
		330円	560円	1,120円	2,010円		幸 宮前 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円			
		220円	330円	670円	1,220円		岡上	220円	330円	670円	1,220円			

改正後	改正前																
<p>備考</p> <p>1 土曜日、日曜日及び休日に<u>利用するとき</u>は、<u>規定施設使用料</u>の2割を増徴する。</p> <p>2 <u>利用許可</u>の時間を超えて<u>利用する</u>場合は、<u>超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）</u>につき、その直前の<u>利用時間区分</u>における<u>施設使用料</u>の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、<u>午前と午後又は午後と夜間の当該2区分</u>を引き続き利用する場合の<u>中間時間の施設使用料</u>は、<u>無料</u>とする。</p> <p>3 大ホールの<u>利用</u>について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、<u>規定施設使用料</u>に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1" data-bbox="241 671 1077 852"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>設備使用料</u>については、<u>規則</u>で定める。</p>	入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<p>備考</p> <p>1 土曜日、日曜日及び<u>国民の祝日</u>に関する法律（昭和23年法律第178号）に<u>規定する休日</u>に<u>使用するとき</u>は、<u>規定使用料</u>の2割を増徴する。</p> <p>2 <u>使用許可</u>の時間を超えて<u>使用する</u>場合は、<u>超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）</u>につき、その直前の<u>使用時間区分</u>における<u>使用料</u>の2割を増徴する。<u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 大ホールの<u>使用</u>について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、<u>規定使用料</u>に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1" data-bbox="1211 671 2047 852"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>	入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増徴の割合																
1,000円未満	5割																
1,000円以上3,000円未満	10割																
3,000円以上	20割																
入場料金	増徴の割合																
1,000円未満	5割																
1,000円以上3,000円未満	10割																
3,000円以上	20割																

改正後

改正前

別表第2 (第12条関係)

1 施設利用料

種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	
会議室	大会議室 高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	
	第1会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津				
	第2会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津				
	第3会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第4会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
高津		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
第5会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
第6会議室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
教養室	音楽室 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		高津				
	橘	670円	780円	1,120円	2,570円	
	料理室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		高津				
実習室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	高津					
橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円		

改正後						改正前
視聴覚室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
第1学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円	
第2学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
体育室	中原 高津	440円	780円	1,340円	2,560円	
備考						
1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定施設利用料の2割増相当額とする。						
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割増相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。						
3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次表の入場料金の区分に従い、規定施設利用料に増徴の割合を乗じて得た額を、規定施設使用料に加えた額とする。						
		入場料金		増徴の割合		
		1,000円未満		5割		
		1,000円以上3,000円未満		10割		
		3,000円以上		20割		
4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの規定施設利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場合において、前						

改正後	改正前
項の規定は適用しない。 2 設備利用料については、規則で定める。	